「元気だで」村づくり交付金について

【目的・対象】

各集落が実施する元気で明るく住みよい村づくりにつながる活動に対し交付金を交付し、 集落内での総事、行事等の活性化、地域の支え合いや助け合いにつなげていただくよう支援 します。

【対象事業・対象経費】

交付金対象事業 (例)	対象経費	交付金の額
○支え合い、助け合いにつながる活動	賃金、講師謝金、講師	均等割·戸数割
○高齢者の見守り活動	旅費、消耗品費、材料	により算出
○自主防災組織づくりに関する活動	費、燃料費、食糧費な	
○農地・山林保全に関する活動	ど事業に要する経費	
○集落内の美化に関する活動	で、年度内に支出した	
○歴史・文化、芸能等の地域・伝統行事に関す	経費を対象とする。	
る活動	※自治会が負担して	
○景観の維持に関する活動	いる人件費(役員手	
○健康づくりに関する活動	当)は対象外	
○生きがいづくりに関する活動		
○生産、加工、販売等に関する活動		
○情報発信に関する活動		
○学習活動		
○交流活動		
○その他住民の絆を深めるための活動など		

【交付手続・提出書類等】

交付金は、各集落の指定された振り込み口座へ5月中にお支払いします。また、年度末(3月末)に交付金の活用実績報告書を提出していただきますが、それ以外の提出書類はありません。ただし、領収書など証拠書類は、1年間各集落で保管をしてください。